

# 事務事業評価表（補助金等）

評価対象年度	平成 29 年度
1次評価日（主幹等）	30年3月31日
2次評価日（課長等）	30年3月31日

1 事業名	人権擁護委員岡谷地区活動補助金			事務事業コード	61117	
2 担当部課	部等	健康福祉部	課等	社会福祉課	担当者	勝野哲矢
3 事業概要	目的体系	基本目標	ともに支えあい、健やかに暮らせるまち			
	政 策	福祉の充実	施 策	地域福祉の推進		
	事務事業	人権擁護委員岡谷地区活動補助金				
	予算科目	人権擁護推進事業	業務委託	なし（直営）		
	実施義務	なし（選択的事業）	国県補助	なし		
根拠法令等	なし					

## ●事業の内容（D0）

4 補助等の内容	* 補助金、負担金、交付金の具体的な内容		
① 性質	補助金		
補助金の種別	協働的団体補助		
② 期間	年度～年度		
③ 対象	市民団体、NPO等		
④ 制度の内容	人権擁護委員岡谷地区の活動に対する補助を行う。		
⑤ 積算方法	人権擁護委員活動に係る経費のうち、報償費、交通費、通信運搬費、使用料、負担金等に対して補助する。必要経費の2分の1以内とする。		
⑥ 期待される効果（最終的な意図）	人権擁護委員は無報酬であることから、活動費に対する補助を行うことにより、負担軽減を図り、より活発な活動を展開していただくことができる。		

## 5 補助等の実績

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度(予算)
(1) 件数(件)				
予算件数	1	1	1	1
実際の支出件数	1	1	1	
執行率	100.0%	100.0%	100.0%	
(2) 金額(円)				
予算額	28,000	32,000	32,000	32,000
財源 内訳	一般財源 特定財源	28,000	32,000	32,000
* 特定財源(負担割合)の説明				
実際の支出金額	28,000	32,000	32,000	
予算執行率	100.0%	100.0%	100.0%	
支出額の前年度比		114.3%	100.0%	
(3) 29年度の交付先				
人権擁護委員岡谷地区				

## ●事業の評価 (CHECK)

6 妥当性評価 * 妥当性=行政がこの事業を行う必要性はあるか。		妥当性 (1次判定)	
評価項目		はい	いいえ
① 現時点で、税金を投入して積極的に関与するべき重要な分野である。	5 5	1	
② 補助等の効果は広く市民に還元され、特定団体の既得権益にはなっていない。		1	
③ 全ての対象者に交付している。		1	
④ 補助等の基準を明確に定め、市民に周知している。		1	
⑤ 社会情勢の変化や市民ニーズを把握し、補助等の内容に反映している。		1	
<b>⑥～⑩は、補助金の対象が特定の団体に限定される場合に回答</b>		<b>妥当性 (2次判定) 高い</b>	
⑥ 補助対象団体では構成員に会費負担を求めており、自主財源を確保している。	5 10	1	
⑦ 補助対象団体の会計において、市の補助額を上回る繰越額は生じていない。		1	
⑧ 補助対象団体の事務局は独立しており、市は事務的な支援を行っていない。		1	
⑨ 補助対象団体の事業実績、決算状況を把握している。		1	
⑩ 補助対象団体が補助金を目的どおり使用したか、使途を検証している。		1	

  

7 有効性評価 * 有効性=成果指標（項目7／住民の満足度）が向上しているか。		有効性	高い
評価項目		はい	いいえ
① この補助金等が属する施策において、この補助金等の優先度が高い。	1		
② 補助等の目的が未達成で、今後も継続することで成果が向上する余地がある。	1		
③ 他の方法と比べて、現金を直接給付する方法が最も効果的で低コストである。	1		
④ 補助団体等において、市が補助等を行った目的が達成された。	1		
⑤ この事業の利用者が増加した。 補助・交付件数 前年度比 100.0%	1		

## ●改善の内容 (ACTION)

8 具体的な課題と改善	
課題	(補助等の制度を有効に活用する上で、現在課題になっていること) 人権擁護委員は、法務大臣の任命により活動を行っていることから、活動費については、国で支弁すべきものであるが、実費支弁もないため、委員が活動費を負担している状態である。
改善方法	(上記の課題をふまえて31年度以降に実施する、具体的な改善の内容) 人権擁護委員を任命する国に対し、法務局を通じて、活動実態に即した活動費が支給されるよう強く要望していく。
改善開始時期	平成30年4月

## ●次年度の計画 (PLAN)

9 次年度の方針	継続して実施
----------	--------